

訪問入浴介護センター グリーンハウスとちぎ事業計画書

〔1〕目 的

要介護状態又は、要支援状態にある高齢者及び障害者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることとする。

また、居宅において入浴が困難な要支援者に介護予防を目的とした入浴の援助を行うことにより、自立の可能性を最大限に引き出し、心身機能の改善、意欲の向上を図ることを目的とする。

〔2〕運営内容

1. 運営主体・・・社会福祉法人 尚生会

2. 開設年月日・・・平成12年 7月 1日

3. 事業指定年月日

①介護保険指定・・・平成12年 7月 1日(事業所番号0972700306)

②介護予防サービス事業指定・・・平成18年 4月 1日(事業所番号0972700306)

4. 職員構成

管理者 1名(兼務) サービス提供責任者 1名(兼務)

看護職員 1名以上 介護職員 2名以上

5. 営業日及び営業時間

営 業 日 月曜日から土曜日(12/31～1/3を除く)

営業時間 午前8:30から午後5:30

サービス提供時間 午前8:45から午後5:00

6. 協力医療機関・・・今井医院（茂木町）

〔3〕利用対象者

- ① 介護保険要介護認定者（第1号被保険者及び第2号被保険者）で、居宅において寝たきりのため入浴が困難な方。
- ② 介護保険要支援認定者（第1号被保険者及び第2号被保険者）で、居宅において心身の状態により入浴が困難な方。
- ③ 市町村より給付決定を受けた障害者で、居宅において寝たきりのため入浴が困難な方。

〔4〕運営方針

1. 常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。
2. 契約に基づくサービス提供にあたり、利用者や家族に契約内容を理解してもらうよう重要事項の説明を経て、契約事項や事業内容の特徴などを説明し、内容の理解と同意を得られた際には契約担当職員（説明者）と利用者または家族の署名・捺印をもって契約とし、双方で確認できるよう契約書を二部作成し一部ずつ保管する。
3. サービスの提供にあたっては、訪問入浴介護計画（介護予防訪問入浴介護計画）を作成し、利用者又はその家族に対しサービス提供方法について、わかりやすく懇切丁寧に説明をする。
4. サービスの提供にあたっては、利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品についてはサービスの提供ごとに洗浄、消毒したものを使用する。感染症に対して、マニュアルを基に手袋・マスクを着用し感染拡大を防ぎサービス提供に努める。
5. 月1回勉強会を実施し職員の質の向上に努め、利用者に対しより良いサービスを提供するための意見交換を行うとともに、サービス提供に苦情が発生した場合、速やかに検討し業務改善を行う。
6. 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに定期的に訪問し、利用者の確保に努めるとともに、利用者についての情報交換等を行い連携を強め、より良いサービスの提

供に努める。

7. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
8. 車両の運行及び、入浴中の事故発生に備え、対応マニュアルを作成し、全職員が高い安全意識を持って事業の実施にあたる。
9. 業務に使用する機材、車両は定期的に点検、消耗状態の確認を行い、サービス提供中のトラブルを予防する。
10. 事業所の職員は身だしなみと接遇に細心の注意を持って業務にあたり、定期的な接遇の教育を行う。

[5]今年度運営目標(訪問入浴介護事業)

① 29年度実績見込み

・利用者延べ人数	1,175名
報酬金額	15,503,000円

30年度目標数

・利用者延べ人数	1,280名
・報酬金額	17,199,000円

<30年度重点目標>

1. 権利擁護

～権利の主体は利用者様にあることを理解し、安心・安全な介護サービスの提供に取り組む～

<訪問入浴 今年度目標>

- (1)介護度の高い方にも安心して訪問入浴がご利用いただけるよう、スタッフ全員で医療知識の向上を図る。
- (2)情報共有(リスクマネジメント含む)を図るため、ヒヤリはつとや勉強会を利用し報告・連絡・相談を行う。

[6]事業内容

訪問入浴車により利用者居宅へ訪問し、移動式浴槽による利用者宅内での入浴介護(全身浴・部分浴)のサービスを実施する。

勉強会内容予定表

月	内容	月	内容
4	権利擁護について	10	冬の入浴車のメンテナンスについて
5	高齢者に多い皮膚疾患について	11	感染症対策について
6	入浴時の急変対応について	12	事例にもとづいて安全な移動方法の検討
7	入浴車トラブル時の対応について	1	リスクマネジメントについて
8	高齢者の特徴について	2	認知症について
9	ターミナルケアについて	3	ヒヤリはつとを振り返り安全対策について

訪問介護センター グリーンハウスとちぎ事業計画書

〔1〕目 的

- ① 介護状態にある高齢者及び障害者に日常生活の援助をし、利用者が健全で自立した安らかな日常生活を営むことが出来る様、きめ細やかなサービスを効率的に提供し、適正な訪問介護を行うことを目的とする。
- ② 支援状態にある高齢者の心身機能の維持及び改善を目的に支援し、日常生活の中で生きがいを持って自分らしい生活を創っていただけるよう、きめ細やかなサービスを提供し、適正な介護予防訪問介護を行うことを目的とする。

〔2〕運営内容

1. 運営主体

社会福祉法人 尚生会

2. 開設年月日

平成13年12月1日

3. 事業指定年月日

(1)介護保険指定

平成13年12月 1日(介護保険事業者番号 0972700397)

(2)介護予防サービス事業指定

平成18年 4月 1日(介護保険事業者番号 0972700397)

(3)障害福祉サービス事業指定

平成18年10月 1日(介護保険事業者番号 0912700135)

4. 職員構成

管理者 1名(兼務)

サービス提供責任者 1名(兼務)

介護職員 11名(内登録訪問介護員 4名)

5. 営業日及び営業時間

営業日 日曜日から土曜日まで

営業時間 午前8:30から午後6:00(事務所)

※状況に応じ午前6:00から午後10:00

[3]利用対象者

介護保険要介護認定者(第1号被保険者及び第2号被保険者)で、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を希望する方。

介護予防・日常生活支援総合サービスで、居宅において、自立した日常生活を営むため、心身の状態の改善又は要介護状態の悪化を防止するための各種サービスを希望する方。

障害者総合支援法に基づき居宅介護の給付決定を受けた障害者で、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様、身体介護、家事援助の各種サービスを希望する方。また、上記介護保険被保険者又は障害者で通院の為に自動車による移送を希望する方。

介護保険対象外の訪問介護サービス(自費訪問介護サービス)を希望する方。

[4]運営方針

1. 介護保険サービス・介護予防、日常生活支援総合サービス

利用者の潜在能力を引き出し、現有能力を活用して、自立できるよう支援していく。

利用者が地域から孤立することなく常に社会との接点を保ち、自己実現ができるよう援助する。

寝たきり、褥瘡、認知レベルの低下などの二次的障害が起きないよう、介護予防の視点にたった援助に心掛ける。

利用者が可能な限り自力で家事等の生活行為が行えるよう配慮するとともに、家族や地域住民による支え合いや、他の福祉サービス等の利用の可能性についても介護支援専門員等との連携の中で推進していく。

2. 障害者サービス

「障害者総合支援法」の目的と基本理念のもと、障害のある利用者が居宅において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう援助する。

当該利用者の身体状況やその置かれている環境に応じて、身体介護及び生活援助、或いは当該利用者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や、外出時における介護並びに生活等に関する相談及び助言等、全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

3. 介護予防・日常生活支援総合サービス

一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯に対し、日常的に必要な家事について、その利用者が可能な限りその利用者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助の支援を行う、生活機能の維持又は向上を目指す。

4. 介護保険対象外サービス

介護保険対象外の「自費訪問介護サービス」についても、要介護者及び支援者等それぞれの生活状況や家族の都合等に応じた要望に対し、きめ細やかにサービスを提供していく。

「移送サービス」は資格のある職員が安全運転を第一に心がけ、通院や買物、その他の外出等に対し、安心ある送迎の実現に心掛ける。

5. 契約に基づくサービス提供にあたり、利用者や家族に契約内容を理解してもらうよう重要事項の説明を経て、契約事項や事業内容の特徴などを説明し、内容の理解と同意を

得られた際には契約担当職員（説明者）と利用者または家族の署名・捺印をもって契約とし、双方で確認できるよう二部作成し一部ずつ保管する。

〔5〕今年度運営目標（訪問介護センター）

〔5〕今年度運営目標

① 29 年度実績見込み

訪問介護サービス

利用者延べ人数 要介護者 6,352 件（介護自費超過分・障害者居宅介護含む）

介護予防、総合事業 600 件

報酬金額 21,773,314 円

有償福祉運送

利用者延べ人数 170 件

収入 587,408 円

自費サービス

利用者延べ人数 85 件

収入 76,500 円

② 30 年度目標数

訪問介護サービス

利用者延べ人数 要介護者 7,864 件（介護自費超過分・障害者居宅介護含む）

介護予防、総合事業 870 件

報酬金額 24,891,000 円

有償福祉運送

利用者延べ人数 180 件

運賃収入 630,000 円

自費サービス

利用者延べ人数 100 件

収入 90,000 円

<30年度重点目標>

1. 権利擁護

～権利の主体は利用者様にあることを理解し、安心・安全な介護サービスの提供に取り組む～

<今年度目標>

利用者に寄り添った介護を行い、礼儀、プライバシーに充分配慮し、安心、安全なサービスを提供する。

[6]事業内容

1. 提供するサービスの種類

① 生活援助サービス(障害者は居宅家事サービス)

(介護予防対象者においては、予防給付の趣旨をふまえ、利用者の主体性を重視し安全確認や見守りを中心とした援助とする。)

・調理 ・衣類の洗濯、補修、整理整頓 ・掃除、整理

・寝具の清潔保持 ・生活必需品の買物 ・薬取り

・関係機関との連絡 ・その他日常生活に関する家事

② 身体介護サービス

- ・食事介助 ・排泄介助 ・入浴介助 ・清拭 ・衣類着脱介助
- ・体位交換 ・外出付添い・口腔ケア ・その他身体の介護、介助

③ 介護予防・日常生活支援総合サービス

※身体介護を含まない生活支援

調理・清掃やその一部介助、ゴミの分別やゴミ出し、買い物代行や同行。

④ 通院等乗降介助

通院のための車両への乗降及び移動の介助

⑤ 有償福祉運送

利用登録をした要支援、要介護及び障害等を有する移動制約者に対する移送サービス

※上記①～④の各サービスは同居家族への提供につながる行為は一切行わない。

⑥ 自費訪問介護サービス(横出しサービス 対応地区は芳賀郡内の各町)

介護保険対象外サービスへのニーズに対して生活援助から身体介護まで幅広く対応することで、より自分らしい生活の実現を図る。

※サービス例

〔家事援助〕 アイロンがけ ゴミだし カーテン洗濯 など

〔作業援助〕 庭掃除 電球、電池交換 花木の水やり など

〔身体介護〕 外出時の付き添い(病院 花見 美容院 趣味活動)など

2.関係機関との綿密な連携

居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、病院、市町村の保健福祉課と情報を共有し合い、総合的なサービス提供に努める。

3.職員の知識と技術向上

- ・統一したサービスを提供するため、利用者の状態を把握し、職員間で常に情報を共有し合う。（月1回の勉強会を実施する。）
 - ・事故発生時に適格かつ迅速な対応が取れるよう対応マニュアルを整備し、定期的に職員間で確認し合う。
 - ・定期的な職場内の研修の実施や外部研修等への参加を推進して、その研修内容の情報と記録資料の回覧を行う。
 - ・「障害者総合支援法」の、法の目的と基本理念を理解する。
- また、障害者や難病の方の心を理解するとともに、実践的な支援技術を身に付ける為の勉強会を行っていく。（新規事業）

業務日課表

時 間	内 容	
8:30	日勤2出勤	・利用者宅においての生活援助、身体介護、移送サービス ・連絡帳記入・記録整理・申し送り・清掃
9:00	日勤3出勤	
13:00	昼休み	各 自
14:00		・利用者宅においての生活援助、身体介護、移送サービス ・連絡帳記入 ・記録整理
17:30	日勤2退勤	
18:00	日勤3退勤	

事業別勉強会内容予定表

月	実施内容	月	実施内容
4月	事業計画・介護保険について	10月	脱水症対策について
5月	緊急時の対応について	11月	高齢者の食事について
6月	認知症について	12月	ヒヤリはっと、事故報告について
7月	食中毒(健康管理)について	1月	感染症対策について
8月	車両の安全運転について	2月	介護保険について
9月	苦情、接遇	3月	高齢者の尊厳について

(介護予防)認知症対応型共同生活介護・共用型(介護予防)認知症対応型通所介護 グリーンハウスとちぎ事業計画書

〔1〕目 的

1. (介護予防)認知症対応型共同生活介護事業

中程度の認知症の高齢者を対象に、地域に密着した家族的なふれあいのある小規模な生活の場において日常の家庭生活を行いながら、各入所者がその主体性を保ち、安心して意欲的で自由な生活を送ることができるようにすることを目的とし、行動・心理症状(BPSD)の減少及び認知症の進行緩和が図れるよう介護サービスを提供し、必要な援助を行なう。

2. 共用型認知症対応型通所介護事業

認知症高齢者を対象に、可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、小規模な生活の場の中で日常生活上の介護及び機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持向上に努める。

3. 共用型介護予防認知症対応型通所介護事業

認知症高齢者を対象に、運動機能や栄養の改善といった特定の機能改善を目指すものだけでなく、心身機能の改善や環境整備等を通じて、出来る限り要介護状態にならず自宅で自立した生活を営むことができるよう支援し、利用者の心身機能の維持回復を図ることとする。

〔2〕運営内容

1. 運営主体……………社会福祉法人 尚生会

2. 開設年月日……………平成15年 12月 1日

3. 指定年月日

①認知症対応型共同生活介護……………平成15年 4月 1日(介護保険事業者番号 第 0972700504 号)

②介護予防認知症対応型共同生活介護……平成18年 4月 1日(介護保険事業者番号 第 0972700504 号)

③共用型認知症対応型通所介護……平成26年 4月 1日(介護保険事業者番号 第 0992700138 号)

④共用型介護予防認知症対応型通所介護……平成26年 4月 1日(介護保険事業者番号 第 0992700138 号)

4. 職員構成

事業所長1名(管理者、計画作成担当者、生活相談員兼務) 管理者1名(生活相談員、計画作成担当者、介護職員兼務)

主任介護職員1名 副主任介護職員1名 看護職員1名(非常勤) 介護職員 11 名 計 16 名

5. 営業日及び時間

①(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業

・年中無休

②共用型(介護予防)認知症対応型通所介護事業

・営業日 月曜日から金曜日

営業時間 8:30から17:30まで

送迎を除くサービス提供時間 9:30から16:40 ただし、家族送迎の場合は、通常の営業時間の限りではない

6. 協力病院

医療法人 今井医院(茂木町)

[3]利用対象者

1. (介護予防)認知症対応型共同生活介護事業(1ユニット9名×2ユニット 定員18名)

原則として茂木町の住人に限定され、要介護または要支援2の認定を受けた65歳以上の方で、認知症の状態にあり共同生活を営むことに支障がない方。又は40歳以上65歳未満で要介護または要支援2の認定を受けた若年性認知症に該当する方。

2. 共用型(介護予防)認知症対応型通所介護事業(1日1ユニット3名まで)

要介護または要支援の認定を受けた65歳以上の方で、医師から認知症(認知症の原因疾患が急性の状態にある方を除く)と診断された方。又は40歳以上65歳未満の方で要支援、要介護認定を受けた若年性認知症に該当する方。

〔4〕運営方針

① (介護予防)認知症対応型共同生活介護事業

1. 入所者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活が送れるよう心身の状態を的確に把握し、個々に残された生活機能を見極めサービス提供に努める。
2. 入所者が生活の主体となり役割を持ち、個性を尊重して家庭的な雰囲気の中で日常生活が送れるように生活環境を整える。
3. 個々の入所者の状態に合わせた個別介護計画(ケアプラン)を作成し、内容及びサービスの提供方法について、入所者及び家族に分かりやすく説明をして同意の基にサービスを提供する。
4. 地域及び家族との連携を大切にし、地域の行事やかかわりを日常生活に取り入れるとともに、入所後も家族と入所者のつながりが保たれるような行事や働き掛けを積極的に行う。
5. 入所者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
6. 看護職員及び協力医療機関と連携し、入所者の健康管理及び健康状態の変化に応じた適切な対応を行う。
7. 感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに感染症発生時には迅速で適切な対応を図る。
8. 事故報告書、ヒヤリはつとをもとに安全対策を行い介護事故防止、車両事故防止に努める。
9. 共同生活の中で落ち着いた生活が送れるよう、入所者や家族の希望に考慮した共用型認知通所介護計画の作成を行い、少人数対応サービスの特性を活かし、入所者一人ひとりの心身の状況を的確に把握し、生活相談等への援助、その他必要なサービス提供に努める。
10. 管理者は、契約の際に入所申込者又は身元引受人(家族等)に対し、重要事項説明書(事業所の概要、職員の配置状況、サービスの種類と利用料金、苦情の受付等)や事故発生時の対応についてマニュアルをもとに懇切丁寧に説明を行い、介護サービスの開始について同意を得るものとする。

同意を得られた際には契約担当職員（説明者）と入所者または家族の署名・捺印をもって契約とし、双方で確認できるよう二部作成し一部ずつ保管する。

② 共用型(介護予防)認知症対応型通所介護事業

1. 要介護状態であり、認知症である高齢者（認知症の原因疾患が急性の状態にある方を除く。以下同じ）が、可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、小規模な生活の場の中で必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることとする。
2. 要支援状態であり、認知症である高齢者が、運動機能や栄養改善といった特定の機能改善を目指すものだけでなく、可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
3. 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

[5]今年度運営目標（・介護予防短期入所生活介護事業）

① （介護予防）認知症対応型共同生活介護

・平成29年度見込数	入所者延べ人員6,524名(99%)
報酬金額	80,398,340円(食事・居住費込み)
・平成30年度目標数	入所者延べ人員6,438名(98%)
報酬金額	78,304,000円(食事・居住費込み)

② 共用型(介護予防)認知症対応型通所介護

・平成29年度見込数	利用者延べ人員502名(1日1.9名)
報酬金額	2,883,942円(食事込み)

・平成30年度目標数 利用者延べ人員 546 名(1 日2.1名)

報 酬 金 額 3,427,000円(食事込み)

<30年度重点目標>

1. 権利擁護

～権利の主体は利用者様にあることを理解し、安心・安全な介護サービスの提供に取り組む～

<各ユニット今年度目標>

【さくらユニット】

研修に参加し、利用者の権利擁護について、理解を深め、業務に反映させていく。

【すみれユニット】

権利擁護(言葉使い、業務態度など)注意し、利用者へのサービス向上を念頭に研修に参加し学んだことを活かしていく。

[6]事業内容

上記の、「4」運営方針」に基づくとともに、関係法令等をふまえて介護サービスの提供を行うものとする。また、介護サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して介護サービスを提供する。

- (1)生活相談：プライバシーを遵守し、個人の尊厳を尊重しつつ随時相談に応じる。また、自立した生活が営めるよう個別援助に努め、生活環境の整備にも配慮する。
- (2)食事：日常生活を通じたケアを行うという観点から、入所者と職員が、食材の買い出し、調理、食事、片付けなどを共に行う。
- (3)介護サービス(入浴、排泄など)：入所者の心身の状態に応じて、見守り、誘導他適切な介助を行う。
- (4)機能訓練：日常生活に必要な運動(歩行、手足の運動、体操等)を行うことで、筋力低下の防止に努め、体力の維持向上を目的にした訓練を行う。
- (5)健康管理：日々の健康状態及び心身の変変化に気を配り、家族や医師及び看護職員と連携し状態に応じた適切な対応を図る。

(6)介護計画：入所者の心身の状態、希望及びその置かれている状況を踏まえ、具体的なサービス内容を記載した、介護計画を作成する。

(7)認知症対応：認知症の進行の予防の為、家庭的な居住環境の中で、中核症状や行動・心理症状(BPSD)の緩和に努め、意思統一されたケアを提供する。個々の認知症の症状に合わせ感情に配慮しながらその人らしさが維持できるよう努める。

(8)地域交流：地域の行事及び活動への参加や地元商店への買物等の外出、ホームへのボランティアの積極的な受入れ等住みなれた地域や外部との触れ合いを大切にして、日常生活の活性化を図る。

(9)事故・安全管理：日常生活の中での事故を未然に防ぐ為、安全対策会議を行う。また、緊急対応マニュアルを活用し、避難訓練等を通じて職員への周知徹底を図る。

(10)看取りケア：医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護サービスを提供する。

介護職員業務日課表(※通所含む)

早番2 (6:45～15:45)	日勤1 (8:00～17:00)	日勤2 (8:30～17:30)	日勤5 (9:30～18:30)	遅番3 (12:15～21:15)	夜勤1 21:00～7:00
6:45 出勤 申し送り 起床対応 7:00 朝食準備 8:00 朝食、与薬 口腔ケア 下膳 食器洗い 片づけ 清掃 10:00 お茶 食事準備 12:00 昼食 下膳 食器洗い 13:00 休憩 14:00 レクリエーション 食材買い物 15:00 お茶準備 利用者対応 15:45 退勤	8:00 出勤 申し送り シーツ交換 8:30 口腔ケア バイタルチェック 清掃、洗濯物干し 10:00 施設内外点検 10:30 レクリエーション 12:00 昼食 与薬 口腔ケア※通所 13:00 フロア待機 記録 14:00 休憩 15:00 お茶準備 利用者対応 16:00 洗濯物干し 17:00 退勤	8:30 出勤、申し送り※送迎 9:30※送迎戻り ※通所持参品確認 入浴 10:30 レクリエーション 12:00 昼食 下膳、口腔ケア※通所 13:00 休憩 14:00 レクリエーション 各種活動 15:00 利用者対応 記録※通所 16:00※通所送迎 17:30 退勤	9:30 出勤 申し送り ※通所持参品確認 入浴 10:30 レクリエーション 12:00 昼食 与薬 口腔ケア※通所 13:00 休憩 14:00 レクリエーション 各種活動 15:00 利用者対応 記録※通所 16:00 夕食準備 18:00 夕食配膳 下膳 就寝対応 18:30 退勤	12:15 出勤 申し送り 口腔ケア 洗濯物取込 ベットメイキング 14:00 レクリエーション 入浴 各種活動 15:00 利用者対応 16:00 休憩 17:00 利用者対応 18:00 夕食配膳 下膳、与薬 就寝対応 口腔ケア 記録整理 21:15 退勤	入所者起床 着替え 排泄 容 排泄介助 記録 申し送り 7:00 退勤 21:00 出勤 申し送り 22:00、0:00、3:00 定時 回 21:00 出勤 申し送り *排泄介助は随時対応

事業別勉強会内容予定表

月	内容	月	内容
4月	緊急時対応(救急車対応など)	10月	認知症について
5月	新人教育について(チェック方式確認)	11月	感染症予防について
6月	オムツの当て方	12月	不適切ケアについて
7月	口腔ケアについて	1月	リスクマネジメントについて
8月	権利擁護について	2月	排泄について
9月	車両運転及びリフト車の操作について	3月	防災について

〔10〕年間行事予定

月	施設内外の行事	その他
4月	お花見ドライブ 利用者とおやつ作り	・ 中掃除
5月	新緑ドライブ 利用者とおやつ作り	・ 中掃除 尚生会ボランティアの日
6月	バラ見学 利用者とおやつ作り	・ 中掃除
7月	花火観賞会 利用者とおやつ作り	・ 中掃除 尚生会ボランティアの日
8月	夕涼み会 利用者とおやつ作り	・ 中掃除
9月	敬老祝賀祭 りんご狩り 利用者とおやつ作り	・ 中掃除 尚生会ボランティアの日
10月	コスモス見学 外食ドライブ 利用者とおやつ作り	・ 中掃除 介護支援専門員試験
11月	紅葉狩り お月見 利用者とおやつ作り	・ 中掃除 尚生会ボランティアの日
12月	クリスマス会 餅つき そば打ち 忘年会 利用者とおやつ作り	・ 大掃除
1月	新年祝賀会 初詣 七草粥 利用者とおやつ作り	・ 中掃除 尚生会ボランティアの日 介護福祉士試験
2月	節分豆まき 利用者とおやつ作り	・ 中掃除
3月	ひな祭り いちご狩り 利用者とおやつ作り	・ 中掃除 尚生会ボランティアの日

〔11〕入所者・通所利用者日課表

時間	月	火	水	木	金	土	日
6:00	起床・洗面・着替え						
7:30	朝食・歯磨き・着替え・清掃						
8:30	○通所送迎 ○バイタルチェック※通所含む ○入浴※通所 ○余暇活動等※通所含む ○理髪実施(偶数月)※通所含む ○協力医往診(毎月 1 回)					○バイタルチェック ○余暇活動等	
12:00	昼 食						
13:30	○余暇活動等※通所含む ○入浴 ○※通所送迎 ◎毎月上旬に体重測定					○余暇活動等 ○入浴	
18:00	夕食・歯磨き・着替え						
21:00	消 灯・就寝						

〔12〕ボランティア活動

内 容	実施回数	内 容	実施回数
合唱、楽器演奏、リハビリ体操	年6回	保育園児訪問	年2回
演芸、傾聴ボランティア	年2回	消防訓練(榎本地区婦人防火クラブ)	年1回

[13]クラブ活動等

内 容	担 当	実施回数
○「カラオケ」 ○「園芸」 ○「ドライブ」 ○「手芸」 ○「創作」(施設内外の季節感ある展示)	介護職員	各月 1 回